

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究 協力者会議 「議論の取りまとめ」について

三木とみ子 日本養護教諭関係団体連絡会長（女子栄養大学名誉教授）
上記協力者会議委員

はじめに

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議（以下協力者会議）における議論の取りまとめ等の資料が、令和5年1月17日に公表されたので本連絡会HP掲載した。筆者は、本会議に日本養護教諭関係団体連絡会の会長として委員に参加し、連絡会の代表、現場の養護教諭、行政関係及び養護教諭養成に関わった経験から発言、質問等を申し述べた。また、協力者会議での議論の経過や公表資料に関する要点やコメントを以下述べる。

1. 協力者会議の趣旨について

議論の取りまとめによると、協力者会議は、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方に係る議論の動向及び令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」がまとめられた。学校は、子供たちが全人的な発達・成長を遂げ、学校生活においては勿論のこと、将来的にも、自らの生活をよりよく生きていくための基盤を築くことができる重要な役割を担っている。養護教諭及び栄養教諭は、子供たちの健康課題に対する個別的な対応を担うなど、授業における教科等の指導を日常的に行う教諭等とは異なる性格を有している。このため、養護教諭及び栄養教諭を、現在及び将来における子供たちの心身の健やかな成長に大きく貢献し得るものとして捉えた上で、本協力者会議においては、中央教育審議会における審議の状況を踏まえ、養護教諭や栄養教諭は他の教師とは異なる専門性を有していることに着目して検討を進めるとともに、資質能力の向上を念頭に置きつつ、関連する課題についても幅広く検討を行うこととした。と示しており、会議の趣旨として捉えられる。

2. 協力者会議の委員構成及び公表資料について

協力者会議は、令和4年5月～12月まで公開（youtube）5回開催した。

委員は、座長（広島文化学園大学学長）、養護教諭関係3名、栄養教諭関係3名、行政関係者1名、学識経験者1名で構成されている。養護教諭関係は、小林幸恵氏：群馬県伊勢崎市立宮郷小学校養護教諭（全国養護教諭連絡協議会会長）三木とみ子：女子栄養大学名誉教授（日本養護教諭関係団体連絡会会長）弓倉整氏：公益財団法人日本学校保健会専務理事で構成されている。

「議論の取りまとめ」等の資料は、令和5年1月17日に公表された。公表資料は、

「議論の取りまとめ」（本稿ではいわゆる本文）、「養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）の明確化に向けて」（別添1）、「ICT活用に関する事例」（別添2）及び「養護教諭と栄養教諭の連携に関する事例」（別添3）に分類されている。なお、5回の協力者会議の議事録については文部科学省HPに公表されている。

ここでは、「議論の取りまとめ」を本文と捉え、養護教諭に関する内容を中心に述べる。また、特に強調したいキーワードを強調文字としている。

3. 協力者会議の6つの論点について

協力者会議の議論の論点として第I回の会議の冒頭で以下の6点が示された。この論点を軸に意見交換された。

- ①日本型学校教育において求められる役割
- ②指標を踏まえた研修の方策
- ③ICT活用能力の向上
- ④生涯学習の充実及び学びの成果の循環
- ⑤日常的な資質能力の機会の充実
- ⑥オンラインを活用した研修の充実

なお、今回の協力者会議の論点には、複数配置基準の見直し、教育職員免許法養護教諭養成カリキュラムの見直しなどは入らず検討には至らなかった。協力者会議においては先の論点に示した養護教諭や栄養教諭の資質能力の向上に関連する内容を中心とした議論となった。

4. 議論の取りまとめの内容について

協力者会議の議論にあたっては、養護教諭及び栄養教諭の教職生活の生涯を通じた資質能力の向上を見据えた課題として以下の4点を示した

- (1) 求められる役割（職務の範囲）の明確化
- (2) 資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接携
- (3) 新たな教員研修制度下における実効性のある研修機会の確保
- (4) 職務遂行のインフラとしてのICTの積極的な活用

協力者会議ではこの課題にそって、それぞれの現状と「考えられる検討の方向性」について議論された。

(1) 求められる役割（職務の範囲）の明確化について

養護教諭の求められる役割（職務の範囲）の議論に当たっては、基本的には服務監督権者が定めるが実際の学校現場で概ね以下の内容で整理されている。とし、次の5項目が示された。

◇保健管理

- ・ 救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理

◇保健教育

- ・ 各教科等における指導への参画

◇健康相談及び保健指導（※1）

- ・ 心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談
- ・ 健康相談等を踏まえた保健指導

◇保健室経営

◇保健組織活動

（※1）養護教諭の職務は、平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について」において、保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動等と整理されたところであるが、学校保健安全法第8条に規定する健康相談と同法第9条に規定する保健指導については、明確に切り分けられるものではなく、相互に関連して行われるものであることから、ここでは、「健康相談及び保健指導」として整理している。

協力者会議では、養護教諭や栄養教諭が自ら実施すべき業務とそれ以外の業務とが整理されないまま、膨大な事務を個業（孤業）により処理せざるを得ない状況にあると指摘し、今後の方向として、養護教諭の専門性を生かした独自に果たすべき職務と他の教職員と役割を分担すべきかを明確にすることを求めた。

また、平成31年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を受け、「学校管理規則の参考例」及び「標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」をもとに養護教諭も標準職務を早急に明確化するとされた。すなわち、議論されている職務の範囲の明確化に基づき標準職務の明確化が示されることとなり、これに注目すべきと考える。

また、兼職発令、労働衛生管理者等の発令については、学校長が業務の適正化の観点から専任すべきであるとしている。校長等の管理職は、アレルギー疾患や感染症の対応など養護教諭の専門性を生かした活動ができるように校内体制を整備するように求めている

（2）「資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携について

ここでは、教育公務員特例法により任命権者が策定する「資質の向上に関する指標」及び「教員研修計画」、令和5年度から「研修等に関する記録」等を踏まえて、研修サイクルの実質化について記述している。

特に「指標」及び「コアカリキュラム」については丁寧に記述されている。「資質

の向上に関する指標」について大切なのは、第Ⅰに、教師自身がその内容を理解し、自己研鑽の拠り所としつつ、「教員研修計画」に反映するべきと述べ、特に新規採用の教師に求める資質は、大学等における教員養成の一つの出口を示すものとなると記述されている。すなわち、新規採用の養護教諭にとっては入り口とも考えられる。

従って、「指標」は、**教員養成と採用・研修の結節点**となる。養成大学において指標を活用した授業を行うなど、指標を基軸として大学等と教育委員会等とが連携することが有効であると述べている。

コアカリキュラムの議論として、本協力者会議の検討で、特に養護教諭の養成に係る教職課程に関し、教育系や看護系をはじめとして多様な養成機関があることから「教職に関する科目」に加え、「**養護に関する科目**」も、コアカリキュラムを作成し、**初任時において養護教諭として求められる資質能力を担保する必要**であるという意見があった。と述べている。

一方、「養護に関する科目」は、「**教科に関する科目**」と同様に、具体的内容については大学等の自主性・自律性に委ねるべきという意見や保健師や看護師等の基礎資格の有無により、教員免許取得に係る必要修得単位や科目が異なり、コアカリキュラムの作成では、必ずしも求められる資質能力を担保できない状況があると言う意見もあり、「養護に関する科目」に係るコアカリキュラムについては、**関係者間で認識し共有し引き続き検討を進める**ように指摘している。

また、日本養護教諭養成大学協議会において、養護教諭の実践に求められる力を育成するために養成教育を可視化し、会員校の行う教育の質を高めることを目的として、「**養護教諭養成課コアカリキュラム（養大協版）**」を作成している。各大学等もこれらを参考にして教職課程の質の向上に向けた取組を進めていくことが重要である。と指摘し、**養護教諭養成関係者の今後の課題**としている。

（3）新たな教員研修制度下における実効性のある研修機会の確保

教師が受講する研修は、大きく**法定研修・教員研修計画に基づく研修・校外研修**の三つに大別している。教職生涯を通じて学び続け、資質能力を向上させていくために、養護教諭や栄養教諭についても、本人の主体的かつ積極的な受講を促していくための環境を整備していくことが重要と指摘している。なお、校内研修は教員研修計画に基づく研修に含むものと捉えられる。

改正教育公務員特例法に基づく新たな研修制度への移行に伴い、**校内研修が重要**となる。養護教諭に求められる役割（職務の範囲）等を踏まえ、実施主体で業務を整理し、研修に参加すできる物理的な時間的余裕を確保することが重要である。と指摘している。また、養護教諭や栄養教諭としての専門性を有しつつ、学校経営等に関する知見を修得する機会を充実させることで、養護教諭や栄養教諭の**キャリアパス**のロールモデルを示すことにもつながるものと考えられる。と示され、養護教諭が今後さらに学校経営に参画する傾向が強くなるものと考えられる。

(4) 職務遂行のインフラとしてのICTの積極的な活用

養護教諭のICTについては、協力者会議における検討の中でも、資質向上のために必要なハード、ソフト両面からの議論があった。多くの学校で養護教諭が一人配置であり、仕事のやり方を見直す機会が相対的に少ないとし、今後は、養護教諭による保健管理や健康相談等ICTの活用を効果的・効率的な業務の推進のためのツールとして捉えて活用を進めていくことが不可欠である。と記述されている。

また、他の教諭等による教科等における指導は勿論、医療等の他の分野における事例等も参考にしながら、更に先進的なICTの活用方策について模索していくことが重要である。と指摘している。なお、ICT関連については、別添2において、活用の意義及び事例を紹介している。

(5) 今後に向けて（議論の取りまとめ）

ここでは、議論の取りまとめ（いわゆる本文）としての今後に向けてについて記述されている。協力者会議では「議論の取りまとめ」に関する今後の方向について以下のように述べている。

養護教諭と栄養教諭を巡る諸課題及びその解決に向けた方向性として考えられるものを述べてきたが、これらの各事項は、以下の課題と一体のものとして捉えた上で解決を図るべきものも想定され、これらは、必ずしも本協力者会議の検討事項に留まるものではない。と述べている。

-
- ・ 解決に向けて見据えるべきタイムスパンや主導すべき主体も様々であること
 - ・ 養護教諭と栄養教諭でそれらの状況が異なることも想定されること
 - ・ 個別の課題として捉えるのではなく、そのほかの教員養成・採用・研修を巡る課題となること
-

協力者会議では、今後、この議論の取りまとめを検討の一助として、文部科学省は勿論のこと、養護教諭や栄養教諭を含む**学校関係者や教育委員会関係者、行政関係者等の幅広い関係者**による議論のもと、各地域や学校における養護教諭及び栄養教諭の職務の範囲の明確化や重要性の再認識、また、その**職責を遂行するための継続的・体系的な資質能力の向上**に向けた具体的な取組が展開され、子供たちの心身の健やかな成長を担う学校の中で、養護教諭及び栄養教諭に期待される役割が十二分に発揮されることを期待したい。と示され養護教諭関係団体や関係学会などにおいても、子供たちの心身の健康を願い、広く議論する必要があると考える。

5. 養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）の明確化に向けて（別添1）

（1）基本的な考え方

協力者会議では、議論の取りまとめでも述べたように、平成31年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」においては、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」が整理されている。と指摘している。

さらに、従来、学校や教師が担ってきた代表的な業務について、個々の業務ごとに役割分担・適正化についての考え方及びそれを実施するための方策をまとめたものであるが、養護教諭や栄養教諭も、学校を構成する教師集団の一員として、それらの業務を実施する主体であり、平成31年答申で述べられている考え方については、他の教諭等と同様に当てはまるものである。と記述されている。

それに加えて、養護教諭及び栄養教諭は、他の教諭等とは異なる専門性を有しており、その専門性を生かした職務も担っているがこれらは、いずれも他の教諭等の職務の範囲に位置付けられるものではなく、基本的には、養護教諭及び栄養教諭の職務の範囲に位置付けられることが考えられる。と示された。

一方で、このことは、これらの職務に含まれる個々の業務について、養護教諭や栄養教諭が単独で実施することを求めるものではなく、特に議論の取りまとめにもあるように、養護教諭や栄養教諭の業務負担の増加が懸念されている中においては、具体の業務の実施に当たって、他の教職員との役割分担や連携、外部人材の活用やICTの活用等を推進し、業務の効率化や最適化、更には得られる効果・成果の最大化を図ることが重要である。このため、以下において、養護教諭及び栄養教諭に担うことが求められる職務に関し、具体の業務に着目した上で、他の教職員との役割分担をはじめとした業務の適正化についての考え方や留意事項等について整理することとする。と指摘されている。

これらを踏まえた上で、国（文部科学省）において、今後早期に、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を明確化するとともに、各教育委員会等においても、当該域内における養護教諭及び栄養教諭の職務内容を定め、併せて、その遂行のために求められる資質能力の明確化やそのための環境の整備や研修の充実を図ることを期待したい。なお、文科省公表の養護教諭の役割（職務の明確化）に向けての「概要」では基本的な考え方について、以下のように整理されている

文科省公表 養護教諭の役割（職務の明確化）に向けての「概要」より

＜基本的な考え方＞

◇養護教諭・栄養教諭の専門性を生かした職務としては、以下が挙げられる。一方で、これらの職務も、必ずしも単独で実施するものではなく、業務の効率化や最適化、効果・成果の最大化に向けて他の教職員との役割分担や連携、外部人材の活用やICTの活用等を図ることが重要

◇具体の業務に着目し、業務の適正化についての考え方や留意事項等を整理。今後早期に、国において、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を明確化するとともに、各教育委員会等においても職務内容を定め、その遂行のための資質能力の明確化や研修の充実等を図ることを期待。

(2) 「養護教諭に担うことが求められる職務」について

協力者会議では、学校保健の課題と対応（公益財団法人日本学校保健会）及び同法人「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引」等を参考に「養護教諭に担うことが求められる職務」に関し、その具体的な業務の実施に当たって留意すべき事項として、概ね以下のとおり整理されるとして10項目を挙げた。

また、これらの職務については、養護教諭が校内の中心的な役割を果たすべきものと、他の教職員との役割分担の中で適切な役割を果たすべきものとの分類され、基本的な方向性としては、前者としては下記のうち①、②、④、⑦、⑧、⑨及び⑩が、後者としては下記のうち③、⑤及び⑥が該当するものと考えられるが、具体は、地域の実情等に応じて各教育委員会や学校ごとに定められるべきものとなる。と提言された。このことについて以下のように整理まとめられる。

「養護教諭に担うことが求められる職務」の10項目

①救急処置	養護教諭が中心となる職務(下線) ① ② ④ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 他の教職員と役割分担する職務 ③ ⑤ ⑥
②健康診断	
③健康観察	
④疾病予防	
⑤学校環境衛生	
⑥各教科等における指導への参画	
⑦心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談	
⑧健康相談を踏まえた保健指導	
⑨保健室経営	
⑩保健組織活動	

公表資料を基に三木作成

さらに、ここでは、「養護教諭に担うことが求められる職務」と主な内容として、文部科学省から公表された「概要」に基づき、以下の表のように作成した。

【養護教諭に担うことが求められる職務】公表資料 概要より

職務	内容
①救急処置 (研究時の対応)	・校長の管理・監督の下、様々なケースを想定した組織的な救急体制を整備 ・養護教諭による症状の見極めや医療機関受診の要否の判断、適切な事後措置
②健康診断	・養護教諭は、学校医との調整など、事前準備から事後措置まで中心的な役割 ・具体の事務は担任との分担やスクール・サポート・スタッフ等を活用
③健康観察	・教育活動全体を通じて、全ての教職員により行うべき ・養護教諭は、ポイント・留意事項等を助言。観察結果の把握に加え、他人との異なる視点から補完
④疾病の管理・予防	・養護教諭が全般的な感染対策と特定の児童生徒への個別の配慮・対応を行う
⑤学校環境衛生	・点検・検査：学校薬剤師のもと、養護教諭、保健主事、担任等が役割分担 ・事後措置：養護教諭が、他の教諭等への助言や専門家が必要な措置などを担当
⑥各教科等における指導への参画	・位置づけやねらい、目的等を、教諭が作成指導計画にすることが必要 ・教諭が担う職務を補充するものとして専門性を生かし、養護教諭も指導に参画
⑦心身の健康問題に関する児童生徒等への健康相談	・相談先が複数あることが重要。各々の専門性を生かし相談への対応体制を構築 ・養護教諭は、担任と異なる視点で相談対応、学校医につなぐ等の中心的な役割
⑧健康相談等を踏まえた保健指導	・養護教諭は、校長等のもとで具体的な業務について中心的な役割 ・心身の健康課題、事件、事故の発生時において性質や内容に応じ適切な対応
⑨保健室経営	・養護教諭が、保健室としての機能を果たすために必要な環境を整備 ・保健室経営計画を通じ、教職員との共通理解を得、計画的・組織的な保健室経営
⑩保健組織活動	・養護教諭が、学校保健活動の全体像を描き、各教職員の役割を明確化。保健主事とともに学校保健委員会における検討を主導するとともに各教職員に助言

文部科学省協力者会議公表資料議論の取りまとめに関する概要より作成

さらに、公表資料(別添1)の「養護教諭に担うことが求められる職務」に関するの原文は以下の通りである。(特に留意したいキーワードを強調文字)。

① 救急処置(緊急事態への対応)

- 児童生徒等の突発的な発病やけがなど、学校の管理下において生じた全ての傷病について、医療機関で処置が行われるまでの応急的なものとして救急処置を行うことが必要となる。
- 当該場面及び児童生徒等に学級担任等が接する場合もあると考えられ、その場合には、学級担任等が救急処置を行うこととなる。その場合であっても、**基本的には、養護教諭が学級担任等から引き継ぎ、その専門性を生かして、症状等を見極めや医療機関への受診の要否の判断**といった対応を行うほか、併せて、**保健指導など適切な事後措置**を行うことが求められる。
- ただし、救急処置が求められる場合には、**緊急事態への対応**として、当該児童生徒等に対する救急処置それ自体のほか、保護者等への連絡や救急車の要請、医療機関への付き添い、他の児童生徒等への対応等業務が同時に生じていることが多いことから、校長等の管理職の管理・監督のもと、様々なケースを想定した、他の教職員との役割分担について事前に確認し、校内における組織的な救急体制を整備しておくことが必要である。

○また、それらの校内体制を効果的に機能させていくためには、救急処置をはじめとした緊急事態への対応に係る校内研修を継続的に実施していくことが重要であり、養護教諭は、その**専門性を生かし、校内研修の企画・実施を積極的に主導**していくことが求められる。

○本業務については、対応を誤れば、児童生徒等の身体・生命に深刻な影響を及ぼしかねないものであり、状況に応じた機動的な対応が求められることを学校全体として認識しておくことが不可欠である。

② 健康診断

○学校においては、法令に基づいて、毎学年6月末までに、児童生徒等の健康診断を実施しなければならないとされている。

○これは、児童生徒等が学校生活を送るに当たり、その健康状態を把握し、必要に応じて、**健康相談や保健指導**等を行うとともに、適切な医療につなぐという疾病をスクリーニングする役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる役割と大きく二つの機能を有するものであり、学校の責任において、確実に実施する必要がある。

○健康診断自体は、学校医や学校歯科医が主体となって実施し、その実施に当たっては、校長等の管理職の管理・監督のもと、養護教諭や保健主事、学級担任等が連携して業務に当たることとなるが、特に**養護教諭**にあつては、**学校医・学校歯科医等との調整を含め、事前準備から事後措置に至るまで、中心的な役割**を担うことが求められる。

○一方で、これらの業務の全てを養護教諭が担う必要はなく、各学級における児童生徒等への事前指導や検査時における検査結果の記録等については、学級担任等との役割分担が考えられるほか、検査結果の校務支援システム等への入力等については、スクール・サポート・スタッフ等の活用も考えられる。また、将来的には、これらの検査結果の記録や校務支援システム等への入力については、IoT 機器等の導入により、事務負担を軽減していくことも期待される。

○なお、各学校への導入に当たっては、慎重な検討が必要となるものの、諸条件が整い、健康診断の実施目的が達成され、かつ、事務負担の軽減も見込まれるのであれば、各地域や学校の実情に応じ、複数校による共同実施や学校以外の場所での実施など、健康診断の実施方法を見直すことも考えられる。

③ 健康観察

○学校保健安全法第9条にもあるように、児童生徒等が充実した学校生活を送る上で、日常的な観察による児童生徒等の心身の状況の把握の重要性は言うまでもなく、児童生徒等の心身の健康課題の早期発見・早期対応を図る上で重要な役割を果たしている。

○学校における健康観察は、教育活動全体を通じて、**全ての教職員により行われるべきものである**。その中でも、養護教諭は、その職務の特質により、児童生徒等の心身の健康状態の異変やその兆候等に気づきやすい一方で、養護教諭が、校内の全ての児童生徒等の健康観察を行うことは現実的ではなく、日常的に児童生徒等と接している学級担任等が児童生徒等の健康観察を適切に行うことが必要となる。

○このため、**養護教諭の業務**としては、校長等の管理職の管理・監督のもと、日常的なあるいは災害や事件・事故等の発生時等を想定した**健康観察を行う際のポイントや留意事項、結果の共有方法等**について、**学級担任等に指導・助言**するとともに、健康観察の結果を校長等の管理職に報告の上、必要な対応を講ずること等が考えられる。

○また、養護教諭は、保健室への来室の際など、**学級担任等とは異なる視点から児童生徒等の心身の健康状態の異変やその兆候等に気付くことができる機会**があることから、日常的な健康観察を補完する観点から必要な対応を行うことも重要である。

④ 疾病の管理・予防

○養護教諭には、現在の新型コロナウイルス感染症をはじめとして、学校において**感染拡大のおそれがある感染症**について、その拡大を防止するために、全ての児童生徒等を対象とした対策を講じる必要があるほか、疾病に罹患している児童生徒等を対象とした個別の配慮・対応を行うことが求められる。

○全ての児童生徒等を対象とした対策については、③の健康観察の結果等を踏まえた上で、校長等の管理職の管理・監督のもと、学校医や教育委員会、地域の保健衛生部局や保健所等と連携しながら、**必要な対応を学級担任等に助言**するとともに、必要な場合においては、応急的な処置を講じた上で、保護者や医療機関につなぐこと等が考えられる。

○特定の児童生徒等を対象とした個別の配慮・対応については、保護者から提出のあった**学校生活管理指導票**

等を基に、校長等の管理職や学級担任等とともに必要な配慮・対応について検討し、その内容について全ての教職員の共通理解を図りつつ、その内容に応じて、学級担任等と役割分担を行いながら取組を進めることが考えられる。それと併せて、児童生徒等本人に対しても、自己の疾病や生活管理の必要性等を理解できるよう指導することが重要となる。

⑤ 学校環境衛生管理

- 学校の換気、採光、照明、保温、清潔保持等の基準については、**文部科学省により学校環境衛生基準**が定められており、学校において、当該基準に照らして適切な環境の維持に努めなければならないとされている。
- 具体的には、学校において、当該基準に定める検査項目について、定期検査、日常点検、臨時検査、事後措置等を実施することとなる。

【定期検査及び臨時検査】

- ・ これらの検査は、主として学校薬剤師が主体となって実施することとなるが、具体的な実施方法としては、外部の検査機関に依頼するほか、学校薬剤師の指導のもとで教職員が実施することも考えられる。
- ・ 具体的な実施方法の検討を含めて、学校薬剤師や外部の検査機関との調整については、校長等の管理職の管理・監督のもと、養護教諭又は保健主事が担うことが通常であるが、養護教諭が担う場合であっても、検査機関との契約に係る事務等については、必ずしも養護教諭が担う必要はなく、事務職員等が担うべきである。
- ・ また、学校薬剤師の指導のもとで教職員が検査を実施する場合においても、**養護教諭のみが実施するのではなく、保健主事等と役割分担の上、実施することが適切である。**

【日常点検】

- ・ 学校の環境衛生を維持するためには、他の教職員を含め、学校の全ての構成員がその重要性を認識する必要があり、その観点からも、日常点検についても、上記の【定期検査及び臨時検査】と同様、養護教諭が全ての業務を実施するのではなく、保健主事を含め、**他の教職員との役割分担を明確にした上で、学校全体として学校の環境衛生を維持していくことが必要である。**
- ・ その際には、**養護教諭が、学校薬剤師の指導のもと、他の教職員が実施する点検について助言を行うとともに、その結果を集約する役割を担うことも考えられる。**
- ・ また、二酸化炭素濃度測定器(CO₂モニター)をはじめ、検査・点検機器を効果的に使用し、日常点検に係る事務の効率化を図ることも重要である。

【事後措置】

- ・ 校長は、上記の【定期検査及び臨時検査】や【日常点検】の結果を踏まえて、学校環境衛生基準に照らして適正を欠く事項について、その改善のために必要な措置を講ずることとされており、養護教諭や保健主事が、校長等の管理職のもとで具体的な業務について中心的な役割を担うことが求められる。
- ・ その上で、教室等の環境衛生の維持のための措置については、その実効性の観点からも、授業等を担当する他の教諭等が実施することとした方が適切であり、**養護教諭は、他の教諭等が講ずべき措置に関する助言やより高い専門性が求められる措置等を担当することとする**ことも考えられる。

⑥ 各教科等における指導への参画

- 養護教諭は、他の教諭等とは異なるバックグラウンドのもと、その職務の遂行を通じて、**他の教諭等とは異なる専門性を備えており**、その専門性を各教科等における指導に活用することは、児童生徒等への教育効果等の観点からも有効であることが考えられる。
- 具体的な業務としては、他の教諭等とのチーム・ティーチングで各教科等における指導に参加しないしは協力することのほか、他の教諭等が授業等で使用できる教材を作成すること等が想定される。
- 実施に当たっては、その位置付けやねらい、目的等について、授業等を担当する他の教諭等が作成する指導計画上において明確にしておくことが必要である。その意味で、当該職務は、他の教諭等が主体となって担う職務の教育効果等を向上させるための補足的なものとなるが、養護「教諭」としての役割を体現するものでもあるため、**養護教諭としても、その専門性を生かして、積極的に指導に参画していくことが求められる。**
- また、これに加えて、養護教諭は、法令に基づいて、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされているが、これはあくまでも教諭・講師としての**兼職発令**に基づくものであることに留意が必要である。
- このため、各学校において、養護教諭に当該職務を担わせるか否かについては、**校内における業務分担体制を俯瞰した上で、校長等の管理職が責任を持って判断することが必要である。**

⑦ 心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談

- 上記①から③までに掲げたような職務を契機として、児童生徒等の心身の健康課題を把握し、当該児童生徒等や保護者等からの健康相談に対応することは、**児童生徒等の心身の健康状態の保持増進を図り、以て児童生徒等の健やかな成長を期する上で極めて重要**である。
- 日常的に児童生徒等と接する学級担任等が当該児童生徒等からの健康相談に対応することが適切な場合も多い一方で、養護教諭は、心身の健康課題の有無にかかわらず、学校生活に何らかの不安を抱く児童生徒等に対して、学級担任等とは異なる視点から相談に乗ることで、健康課題や不安の解決に向けた糸口の発見につなげることができるという強みを有している。
- 児童生徒等にとっては、**健康相談を行うことにより、身体的な症状に起因するものも含めて、心理的ストレスの軽減が図られると考えられることから**、健康課題の状態や心理的な状況等に応じて、校内に相談する相手が複数いることが重要であり、校長等の管理職の管理・監督のもと、学校医や学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラー等も含め、それぞれの専門性を生かして、児童生徒等からの健康相談に対応するための体制を構築することが重要となる。
- その意味で、養護教諭は、児童生徒等からの健康相談に対応する主体の一人という位置付けとなるが、一方で、養護教諭は「専門職」として、学校医や学校歯科医、スクールカウンセラー等の専門職とその他の教諭等をつなぐことができる専門性を有しており、児童生徒等からの健康相談に対応するための体制において、中心的な役割を担うことが期待される。
- その上で、健康相談により得られた情報については、児童生徒等のプライバシーや心情等にも配慮した上で、学校生活上、考慮すべき事項については、関係する教職員の間で共有するとともに、養護教諭においては、学級担任等に対して適切な助言を行うことが求められる。
- **養護教諭による健康相談の実施方法としては、様々な方法**が考えられ従前と同様、保健室等において対面を実施することも引き続き効果的である一方で、必ずしもそれにとらわれることなく、場合によっては、ICTを活用して、**オンラインやSNS の活用等**により実施する方が、児童生徒等にとって相談しやすいこともある。このため、児童生徒等の立場に立った上で、上述の相談に対応する主体も含めて、様々なチャンネルにより相談できる体制を整えることが重要である。
- また、児童生徒等の心身の健康課題が家庭生活に起因する場合も想定され、そういった場合にも、適切な対応をとることができるよう、校長等の管理職の管理・監督のもとで、学級担任等や養護教諭、更には、学校医や学校歯科医、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた校内体制を構築することが必要である。
- なお、養護教諭が、保護者等から自身の健康相談を受けているケースがあるといった指摘もあるが、保護者自身の健康に関する相談等は養護教諭の職務には含まれないことから、校長等の管理職が毅然と対応するべきである。
- 関連して、教職員が50人以上の学校においては、**衛生管理者**を置かなければならないとされており、養護教諭が充てられていることが多いものの、教職員の労働安全衛生については、一義的には養護教諭の職務ではなくまた、衛生管理者については衛生管理者免許取得者、「保健体育」の中学・高校教諭、養護教諭等から選任することとされていることから、校長等の管理職が、**校内の教職員の業務分担体制等を勧奨**して選任することが必要である。

⑧ 健康相談等を踏まえた保健指導

- 保健指導は、児童生徒等が自身の健康課題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度を育成するために行われるものである。健康相談や日常的な健康観察等により把握した児童生徒等の心身の健康課題について、更には校内で発生した救急処置事案や災害、事件・事故等の発生時において、その性質や内容に応じ、適切な対応をとることが必要であり、養護教諭が、学校医や学校歯科医、学校薬剤師等とも連携しながら、校長等の管理職のもとで具体的な業務について**中心的な役割**を担うことが求められる。
- 具体的には、児童生徒等が抱えている健康課題について、個々に即した目標を設定し、症状や原因、予防方法や対処方法、医療機関への受診、生活習慣の改善、学校生活を送る上での留意事項等について指導することが必要となる。
- そのほか、保健指導の実施に当たっては、全ての教職員の間で、**目的や目標等について共通理解**を図り、役割分担をしながら進めていくことが必要であり、養護教諭には、その専門性を生かして、他の教諭等に助言することが求められる。
- また、健康課題等のある児童生徒等の保護者に対して必要に応じて助言等を行うことのほか、保健だよりやそ

の他の掲示物等を活用して、広く児童生徒等や保護者等に対する健康に関する普及・啓発を行うことも重要な役割となる。

⑨ 保健室経営

- 法令に基づいて、学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けることとされており、通常、養護教諭の主たる勤務場所となっている。
- 上記①から⑧までに掲げたような職務を円滑に実施するため、**養護教諭が責任を持って、設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとして、保健室としての機能を果たすために必要な環境を整える必要がある**(保健室の備品等について(令和3年2月3日付け文部科学省通知)参照)。
- **保健室経営計画**は、当該学校の教育目標や学校保健目標等を受けて、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画であり、職員会議や下記⑩に述べる学校保健委員会等の場を活用し、**全ての教職員との間で共通理解を図ることが重要**である。
- なお、保健室経営計画は、その趣旨・目的に鑑みれば、学校経営計画や学校保健計画と一体的に策定することも考えられることから、各地域や学校の実情に応じて、それらの計画と保健室経営計画を併せて策定するなど、事務の効率化を進めることも考えられる。
- また、保健室は、全ての児童生徒等にとって来室しやすい場所であることが望ましく、**いわゆる保健室登校のように、様々な事情により教室に登校することが難しい児童生徒等を受け入れる場所としても有効に機能することが求められる**。
- 一方で、養護教諭は、学級担任等とは異なる視点から児童生徒等に接することができることから、児童生徒等に安心感や、学校に登校する意欲やきっかけを与えることができるものの、教科等の指導の観点においては、必ずしも専門的な知見を有していないことから、児童生徒等を保健室で受け入れる場合においても、当該児童生徒等に対する**教科等の指導について養護教諭のみが対応することは必ずしも適切ではなく**、当該児童生徒等の状況も踏まえた上で、校長等の管理職の管理・監督のもと、学級担任等との役割分担を行うことが不可欠である。

⑩ 保健組織活動

- 養護教諭は、**他の教諭等とは異なる専門性を有しており**、その専門性に基づいて、学校保健活動の推進に中心的な役割を果たすことが求められている。一方で、そのことは、学校保健活動を養護教諭が単独で担うことを意味するものではなく、むしろ、保健主事や日常的に児童生徒等と接する学級担任等に具体的な対応を委ねるべきものの方が多いとも考えられる。
- 養護教諭に求められるのは、校長等の管理職の管理・監督のもとで、**当該学校における学校保健活動の全体像を描き、各々の教職員が果たすべき役割を明確化するとともに**、その具体的な実施に係る助言に当たることに力を置くことが適切である。
- その一環として、学校保健活動を、個々の教職員としてではなく、組織的に推進するため、保健主事等とともに、各学校で組織されている学校保健委員会や保健部等における検討を主導し、学校保健計画の策定に中心的な役割を果たすことが必要である。

6. 養護教諭と保健主事との関係について

協力者会議において、養護教諭と保健主事との関係について、留意すべきこととして、保健主事は法令上、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たることとされていること、また、指導教諭、教諭又は養護教諭をもって充てるとされていること。などである。

養護教諭は、学校保健に関し、他の教諭等にはない専門性を有していることから、保健主事としての役割を適切に担うことができると考えられ、保健主事になることが多いと思われる。しかし、慣例的に養護教諭を保健主事に充てるのではなく、校長等の管理職が、校内全体の業務分担体制を把握した上で、学校保健活動をより効果的に機能させるという観点から保健主事を選任することが不可欠である。とされ、校内の体制を勘案した上で適切な選任する必要があると提言している。

7. ICT 活用に関する事例について

本協力者会議の議論の取りまとめで、養護教諭及び栄養教諭を巡る諸課題の解決に向けた方向性のひとつとして、「**職務遂行のインフラとしてのICTの積極的な活用**」が示された。令和3年1月の中央教育審議会答申においても、ICT はこれからの学校教育を支える**基盤的なツール**として必要不可欠とされていること。また平成 29・30 年に**告示された学習指導要領**の着実な実施や学校における働き方改革に加え、GIGAスクール構想が挙げられている。また、GIGA スクール構想により目指すべき次世代の学校・教育現場の姿として、次の4点が示された。○個別最適な学び ○協働的な学び ○教育データの利活用による効果的な学びの支援 ○校務の効率化等である。

協力者会議においては、養護教諭も教育全体の方向性の中で、その専門性をより発揮するためにICT活用が重要となる。さらに、教育全体の方向性の中でその専門性をより発揮するためのICT活用が重要となり、具体的なICT活用の特性・強みとして、次の3点を挙げている。

1点目は、多様で大量のデータの取扱いができ、容易に分析や利活用ができること

2点目は、時間的制約を超えた情報の蓄積、過程の可視化を行うことができること

(写真・動画の撮影・保存によって学習過程を可視化し学習の振り返りに生かすことやクラス 管理ソフトによって児童生徒のつまずきや伸びについて教師が見取るなど、「個に応じた指導」の充実を行うことができる。)

3点目は、空間的制約を超えた相互かつ瞬時の情報の共有（双方向性）ができること

と。(ウェブ会議・ファイル共有ソフト等による家庭、地域、他の学校、あるいは海外など距離が離れた場をつないだ双方向性を有した学習や、他者との意見の共有、合意形成、アイデアの創 出及び発表資料等の協働制作が可能となる。)

このようなICT 活用の特性・強みを踏まえ、養護教諭及び栄養教諭の業務においても、**活用することが考えられるとして次の事項を挙げた。**

- ・ 保健管理業務及び給食管理業務のデジタル化
- ・ 健康観察や健康管理、健康診断等における児童生徒の心身の健康状況等に関する情報の把握集計・分析の迅速化
- ・ 各教科等の指導や保健指導、児童生徒・保護者への啓発活動、研修における動画コンテンツ等の活用
- ・ 他校の養護教諭や栄養教諭との教材等の協働制作及び共有
- ・ 複数の学級・学校におけるオンラインツールによる講演等の一斉配信
- ・ 個々の児童生徒の理解度や相談内容、興味・関心に応じて課題や情報が提示されるデジタルコンテンツを活用した個別最適な学びの展開
- ・ 児童生徒への健康相談及び保健指導や保護者との連絡・相談におけるオンラインツールの活用
- ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、管理栄養士等の専門家との情報共有・相談、委員会活動や授業、研修等への参画等におけるオンラインツールの活用

協力者会議においては、養護教諭及び栄養教諭の業務においても、ICT 活用の特性や強みを生かし、様々な場面においてICT を活用することにより、業務の効率化

(業務負担の軽減)や成果の向上を図ることができる。と指摘している。

そこで、本資料では、各学校における管理・指導上の課題解決に向けて、ICTを活用することで具体的にどのようなことが可能となるかを示す事例を養護教諭について5点、栄養教諭について3点を、別添資料2と3に示したとし、事例紹介している。また、ICT活用の目的は、**養護教諭及び栄養教諭の役割と専門性を最大限発揮すること**であり、各学校におけるICT活用の在り方を考えるに当たっては、その目的を達成するための**必要不可欠な手段**としてICTをどのように活用するのか、という観点が必要である。と指摘し、なおここで示す事例は、あくまでも養護教諭及び栄養教諭の業務に関する**特有の課題に対する活用事例**であり、**養護教諭及び栄養教諭は、以下の各教科等におけるICTの効果的な活用に関する解説も授業を実施する際の参考になるため、併せて参照されたい。**として以下のURLを紹介している。

【参考資料】○各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する解説動画

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00941.html

5. まとめ(協力者会議全体を通して)

協力者会議における論点は、前述3に挙げた6つの論点を中心とした議論であった。すなわち、令和の日本型学校教育の各答申に基づいた養護教諭や栄養教諭の資質能力の向上に係わる議論であった。会議は、公開(youtube配信)で5回行われ、令和5年1月17日に議論の取りまとめとして公表された。筆者は、本協力者会議の委員として日本養護教諭関係団体連絡会会長並びに現場経験、行政経験、養護教諭養成経験の立場から意見、質問・確認などの発言をした。なお、今回の議論では、論点に示されなかった養護教諭の複数配置の基準の見直しや教育職員免許法養護教諭養成カリキュラム改正などの議論には至らなかった。

・議論の取りまとめ及び別添1養護教諭に求められる役割(職務の明確化)等から養護教諭関係者は以下のことを検討すべきであると考え。これをどのように受け止め、捉えるか、どのような課題が考えられるか、各関係者はどのように課題検討したらよいかなどである。

・協力者会議では、会議の冒頭で養護教諭や栄養教諭を取り巻く現状の課題として以下の4点が挙げられ、これらにもとづいて議論が進められた。

○求められる役割(職務の範囲)の明確化

○資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接携

○新たな教員研修制度下における実効性のある研修機会の確保

○職務遂行のインフラとしてのICTの積極的な活用

・養護教諭の役割(職務の範囲)の明確化については、一貫して述べられたのは、養護教諭の専門性を生かした独自の役割と他の教職員と役割分担すべきこと、例えば、ICTの活用スクールヘルスサポーターの活用などにより養護教諭の資質向上をはかるという基本方針である。これは、平成31年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策の提言内容に沿うものであろう。

・この考え方にそって、議論の取りまとめでは、養護教諭の役割（職務の範囲）の明確化では、5つの役割（職の範囲）を示した。さらに、別添1では「養護教諭に担うことが求められる職務」について、具体的例として10項目を挙げた。

これらは、養護教諭が中心となるものと他の教職員と役割分担として行うものとに整理した。今後、**養護教諭の標準職務**が国（文部科学省）によって早期に示すことと提言され今後の動向に注目したい。

・今後の研修の在り方では、**改正教育公務員特例法**により、法定研修、教員研修計画、研修記録などの在り方が大きく変わるものとする。受け身型の研修から自主的な研修体制が重要となり、今後各自治体から発出される教員研修計画、研修に関する記録などに大いに注目したい。

・さらに、資質の向上に関する**指標**を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携については、指標は養成・と採用・研修をつなぐための軸になるものとなる。その作成は、県教委、養護教諭養成大学が協力することの重要性を述べている。

・さらに養護教諭養成に関する**コアカリキュラム**については、多様な養成機関があるため、内容の一貫性を担保するために必要であることやその必要性についての議論の余地もあるとの意見も踏まえ、関係者で議論をする必要があるとの課題がしめされた。その際は日本養護教諭養成大学協議会で作成されたコアカリキュラムを参考にすることなどが記述されている。

・ICTの活用の必要性については養護教諭が授業を担当実施するか否かにかかわらず養護教諭の専門性を最大限に生かすためにも欠かせないという指摘から、今後さらにソフト、ハード共に充実する必要性が述べられ、養護教諭、栄養教諭の実践事例を別添資料で紹介された。

・また、養護教諭と保健主事との関係については特記された。多くの学校で養護教諭に保健主事に登用されているが、学校長は、養護教諭に安易に決めるのではなく学校の体制を十分考慮して専任すべきと指摘した。

・さらに、随所に特に記述された用語に注目したい。例えば、「**養護教諭は他の教職員とは異なる専門性を有しており**」である。この専門性について、養護教諭自身はもとより、養護教諭関係者は、何をもって専門性を有しているというのか、その専門性を実践に生かすとはどのようなことか等をさらに追究するべきと考える。また、「校長等の管理管理」の用語の記述は従来と違う感があるとも思われるが、それだけ、校長をはじめとした管理職や教諭等が学校保健や養護教諭の職務の範囲の理解等の意識啓発が必要であると考えられる。

・先にも述べたが今回の会議では、本会が要望してきた養護教諭の配置基準や教育職員免許法施行規則養護教諭養成科目の見直し等は論点ではなく議論されなかったがこの重要性は従来同様変わりはなく、本会の今後の課題となるものとする。

今回の議論の取りまとめについて、従来の答申等の内容とトーンの違いがあると指摘されているが、筆者は、協力者会後の議論の取りまとめ等を発想の転換と未来志向の観点から向き合いさらに、有効活用し、養護教諭の質的環境や量的環境の整備につながることを心から願う次第である。

参考

議論の取りまとめ及び別添1に係わる関係答申、指針、ガイドライン、参考資料、及び動画などは以下の通りである

<関連答申>

- 令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、引き続き検討が必要な事項として整理
- 令和3年3月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について諮問
- 令和4年12月「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」答申
- 平成31年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策、
「学校管理規則の参考例」及び「標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」

<指針・ガイドライン>

- ・公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針(令和4年8月31日改正)
- ・研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン(令和4年8月31日策定) 関連法規

<関係法律>

- ・教育公務員特例法
- ・学校保健安全法
- ・学校保健安全法

<参考資料>

- ・「学校保健の課題とその対応」(公益財団法人日本学校保健会)
- ・「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引」(公益財団法人日本学校保健会)

<ICTに関する動画>

- ・各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する解説動画
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00941.html

<会議資料関係>

文部科学省：本協力者会議の公表資料や会議委員メンバーなどが掲載されている
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/178/index.html

